仮設アーチェリー場管理規定

2017.4.1

Ⅰ趣旨　　ＡＬＳＯＫぐんま総合スポーツセンター仮設アーチェリー場（以下仮設アーチェリー場と称する）は、群馬県と群馬県アーチェリー協会が管理・運営にあたり、これを円滑に行うためにこの規定を定める。

Ⅱ管理人会　　上記の目的を実現するため、群馬県アーチェリー協会（以下群ア協と称する）理事会の下管理人会を置く。

Ⅲ管理人会の構成　　群ア協理事長、同副理事長、同事務局長、及び同理事会で推薦されたもの若干名で構成する。

２．任期は群ア協役員の任期と同じものとする。

（参考資料）現在（2017.4.1）の管理人　　須藤　幸男／黒沢　静男／戸塚　哲郎／長岡　玲子／井田　宏一／大野　久仁夫

Ⅳ責任者　　管理人の責任者は群ア協理事長とし、副責任者を副理事長とする。補佐を事務局長が行う。

Ⅴ業務　　仮設アーチェリー場の保守、管理を行う。

２．担当者を互選し、群馬県総合スポーツセンターとの連絡を行う。

Ⅵ会計　　管理人会の中から会計責任者を互選する。会計責任者の業務は別に定める。

Ⅶ会議　　管理人会は必要に応じて適時会議を行う。

２．召集は責任者が行い、議長となって審議・決定する。

３．責任者は必要に応じて群ア協定例理事会に事業報告をする。

附則

管理規定は平成 26 年 5 月 12 日から施行する。

本規定は平成 28 年 4 月 1 日改訂施行する。

本規定のアーチェリー場の名称などについては、年度途中に改称された場合、改称後の名称に読み替えるものとする。